



法令相談室から

# 令和7年を振り返って

全国市長会顧問弁護士

松崎 まつざき

勝 かつ

## 1 はじめに

1 今年も市政に、「法令相談室から」令和7年を振り返って」を書くことになった。

2 令和7年という年は、(1)1月20日のアメリカ合衆国のドナルド・トランプ大統領の就任、(2)10月21日の高市早苗内閣総理大臣の就任があった年であるし、令和4年(2022年)2月24日に始まったロシア・ウクライナ戦争が、ロシアの侵攻開始から3年余も経過したにもかかわらず、終戦(停戦)とはならなかった年であり、「モンロー主義」という用語をもじった「ドンロー主義」という言葉で徴表されるとおり、世界情勢がまさに激変した年である。

3 私は、一介の弁護士であり、政治家

でも歴史家でもないものの、平成元年(1989年)11月のベルリンの壁崩壊により、一部地域での武力紛争は残るものの、大きな戦争など今後は起こり得ないものと思っていたのであるが、その淡い期待が裏切られたことをつくづく思い知らされた年でもある。

4 時代は常に変化しているのであり、人々の価値観もまさに変化するものであるし、様々の価値観を持った人々が共存するのが、まさに健全な民主国家であるが、裁判(司法)の場においても、第1審、第2審、最高裁と判断が分かれるが故に、司法制度が健全に働いているとも考えられるのである。

5 その意味で、本稿において、第1審、第2審、最高裁と判断が分かれた(1)最高裁令和7年4月17日第一小法廷判決

(懲戒免職処分取消等請求事件)と(2)最高裁令和7年6月27日第三小法廷判決(生活保護基準引下げ処分取消等請求事件)を主文(結論)を中心に紹介する次第である。

## 2 最高裁令和7年4月17日第一小法廷判決

### 1 事案の概要について

(1) 原告(控訴人・被上告人)は、京都市の市営バスの運転者として、令和4年当時約29年にわたり勤務していた者である。

(2) 原告は、令和4年2月11日、運賃5人分合計1150円を、千円札1枚と硬貨150円で受取り、硬貨については運賃箱に入れさせたものの、千円札1枚については運賃箱に入れることなくこれを着用した。

(3) 被告（京都市公営企業管理者。被控訴人・上告人）は、令和4年2月18日、当該バスのドライブレコーダーにより原告の上記千円札の着服行為を把握した。

(4) 被告は、上記着服行為の他、原告が令和4年2月11日、12日、16日及び17日にバスの車内において電子たばこを使用し、喫煙類似行為を行っていることも把握した。

(5) 原告は、令和4年2月18日の上司との面接において、右記(4)の喫煙類似行為はこれを認めたものの、右記(3)の着服行為は当初はこれを否認し、上司からの指摘を受けてこれを認めるに至った。

(6) そこで、被告は、令和4年3月2日、原告を懲戒免職処分にしたうえで、退職手当等（約1200万円）の全部を支給とする本件全部支給制限処分をした。

(7) 原告は、被告による①懲戒免職処分、②（退職手当等の）全部支給制限処分の取消しを求めて提訴した。

## 2 京都地裁令和5年7月18日判決 （労働判例1339号19頁）

(1) 主文…

①原告の請求をいずれも棄却する。

②訴訟費用は原告の負担とする。

(2) 理由…

①懲戒免職処分について

「以上によれば、処分行政庁が行った本件懲戒免職処分について、処分の前提

となった事実関係に誤りがあるということはできず、その判断過程において著しく不合理な点もないから、本件懲戒免職処分が、社会観念上著しく妥当性を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱したものであるということはできない。よって、本件懲戒免職処分は、処分行政庁の裁量権の範囲内にあるものであり、違法とはならない。」

②全部支給制限処分について

「以上によれば、処分行政庁が行った本件不支給処分について、処分の前提となった事実関係に誤りがあるということはず、その判断過程において著しく不合理な点も存しないから、原告が主張するその余の事情（懲戒免職処分による相応の社会的な制裁の存在、退職金の性質）等を考慮しても、なお本件不支給処分が社会観念上著しく妥当性を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱したものであるということはできない。よって、本件不支給処分は、処分行政庁の裁量権の範囲内にあるものであり、違法とならぬ。」

## 3 大阪高裁令和6年2月16日判決 （労働判例1339号14頁）

(1) 主文…

①原判決を次のとおり変更する。

②処分行政庁京都市公営企業管理者交通局長が令和4年3月2日付けで控訴人に

対してなした退職手当を支給しない旨の処分を取り消す。

③控訴人のその余の請求を棄却する。

④訴訟費用（略）

(2) 理由…

①懲戒免職処分について

「以上によれば、控訴人による本件着服行為について処分を軽減すべき特別の事情を認めず、本件喫煙類似行為の存在も併せ考慮して、本件処分指針の原則どおり免職処分とした処分行政庁の判断が、社会観念上著しく妥当性を欠いて裁量権の範囲を逸脱していたものとは認められない。」

②全部支給制限について

「本件不支給処分は、控訴人の業務の性質や公務への影響、控訴人の在職中の功績や退任後の生活に及ぼす影響等退職手当の支給に当たって当然に考慮すべき事項について適切に考慮せず又はその評価を誤ったものと認められ、非違行為の程度及び内容に比して酷に過ぎるものといわざるを得ず、社会観念上著しく妥当性を欠いている。」

## 4 最高裁令和7年4月17日第一小法 廷判決（労働判例1339号5頁）

(1) 主文…

①原判決中上告人敗訴部分を破棄する。

②前項の部分につき、被上告人の控訴を棄却する。

### ③ 訴訟費用(略)

#### (2) 理由…

① 懲戒免職処分について

控訴人の上告なしで確定。

② 全部支給制限処分について

「これらの事情に照らせば、本件着服行為の被害金額が10000円でありその被害弁償が行われていることや、被上告人が約29年にわたり勤務し、その間、一般服務や公金等の取扱いを理由とする懲戒処分を受けたことがないこと等をしんしゃくしても、本件全部支給制限処分に係る本件管理者の判断が、社会観念上著しく妥当性を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであることはできない。」

### 5 第1審、第2審、最高裁判決に

#### 対する若干のコメント

(1) 第1審、第2審、最高裁判決を通して読めば明らかであるが、着服額が金10000円であったとしても、懲戒免職処分が適正、妥当であることに問題はない。

(2) しかし、退職手当等の全部支給制限処分については、着服額が10000円に過ぎないのに対し、退職金が約1200万円であることをどう評価するか、まさに裁判所(裁判官)の判断が分かれたのである。

(3) 周知のとおり、退職手当等の性格につ

いては、勤続報償的な側面のみならず、給与の後払い的な側面、生活保障的な側面もあるものであり、そのうち、どの側面を重視するか、裁判官の価値判断の問題なのである。

(4) 懲戒免職処分と退職手当全額支給制限処分との関係については、すでに、最高裁令和5年6月27日第三小法廷判決(民集77巻5号1049頁、岩手県教委事件)が存在するし、また、最高裁令和6年6月27日第一小法廷判決(集民271号129頁、大津事件)が存在するのであり、最高裁は、処分庁の広範な裁量を認める立場に立っており、本件最高裁判決は、過去の判例で採られた処分庁の広範な裁量を認めるとの立場を確認したものと評価出来るのである。

6 なお、上記最高裁令和5年6月27日判決には宇賀克也裁判官の、上記最高裁令和6年6月27日判決には岡正晶裁判官の反対意見が付されていたが、本最高裁令和7年4月17日判決には反対意見が付されていないのであり、判例としては固まったものと評価出来るものなのである。

### 3 最高裁令和7年6月27日

#### 第三小法廷判決

#### 1 事案の概要について

(1) 厚生労働大臣は、平成25年から平成27

年にかけて「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号)の中の生活扶助基準の改訂を行い、これを受けて所轄の福祉事務所らは、生活扶助の支給額を変更する旨の保護変更決定をなした。

(2) 原告らは、愛知県内の居住者は名古屋地裁に対し、大阪府内の居住者は大阪地裁に対し、上記生活保護基準引下げ処分の取消しと国家賠償法に基づく損害賠償請求として1万円の支払いを求める訴訟を提起した。

#### 2-1 名古屋地裁令和2年6月25日判決(判例時報2474号3頁)

主文…

① 原告らの請求をいずれも棄却する。

② 訴訟費用は原告の負担とする。

#### 2-2 名古屋高裁令和5年11月30日判決(判例秘書搭載)

主文…

① 原判決を取り消す。

② (略)各控訴人らに対してなした各保護変更決定処分をいずれも取り消す。

③ 被控訴人国は、控訴人(略)らに対し、それぞれ1万円及びこれに対する平成25年8月1日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

④、⑤、⑥(略)

⑦ 訴訟費用(略)

#### 2-3 最高裁令和7年6月27日第三

**小法廷判決(判例秘書搭載)**

主文…

① 原判決主文第1項及び第3項から第5項までのうち、上告人国に関する部分を破棄し、同部分につき、(略)被上告人らの控訴を棄却する。

② 上告人各市の被上告人承継人を除く(略)被上告人らに対する上告を棄却する。

③ 訴訟費用(略)

④ (略)

**3-1 大阪地裁令和3年2月22日判決  
(判例時報2506・2507合併号20頁)**

主文…

① (略)生活保護法25条2項に基づく保護変更決定を取り消す。

② (略)

③ 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

④ 訴訟費用(略)

**3-2 大阪高裁令和5年4月14日判決  
(判例時報2571号14頁)**

主文…

① 1審被告(控訴人)らの控訴に基づき、原判決中、1審被告(控訴人)ら敗訴部分を取り消す。

② 上記部分につき、1審原告(控訴人、被控訴人)及び1審原告(被控訴人)らの請求をいずれも棄却する。

③ 1審原告(控訴人・被控訴人)ら及び1審原告(控訴人)らの控訴をいずれも棄却

する。

④ 訴訟費用(略)

**3-3 最高裁令和7年6月27日第三  
小法廷判決(民集79巻4号1640頁)**

主文…

① 原判決主文第1項及び第2項のうち、上告人X1ら及び上告人X2らに関する部分を破棄し、同部分につき、被上告人各市の控訴を棄却する。

② 上告人X1ら及び上告人X3らの被上告人国に対する各上告を棄却する。

③ 訴訟費用(略)

**4 第1審、第2審、最高裁に対する  
若干のコメント**

(1) 名古屋地裁判決と大阪地裁判決の主文を読みくらべれば明らかとなり、同じく生活保護変更決定に対するものであるものの、地裁段階での結論は全く逆であったものであるし、また名古屋高裁判決と大阪高裁判決の主文を読みくらべれば明らかとなり、高裁段階での結論も全く逆であったものである。

(2) 本件生活保護費をめぐる訴訟は、実定法の規定については、憲法25条、なかんづく生活保護法3条「この法律により保証される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」との規定及び同法8条の規定をめぐる争いであり、「健康で文化的な生活水準」という抽象的な

表現をめぐる争いであり、裁判官の人生観(哲学)、より直截的に表現すれば、行政に対する司法の役割をどう考えるかにより判断が分かれるものである。

(3) 本最高裁判決は、まさに二つに分かれた下級審判決に対し、生活保護変更決定は違法であるとして、法律論としての結論を出したものである。

(4) なお、本最高裁判決は、国家賠償法に基づく損害賠償請求については、宇賀克也裁判官の反対意見が付されているものの、「厚生労働大臣が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然とデフレ調整に係る判断をしたと認め得るような事情があったとまでは認められず、他に同大臣が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件改定をしたと認め得るような事情があったというべき根拠は見当たらない。」と判示し、請求が認められない旨を判示しているのである。

**4 おわりに**

1 裁判とは、人である裁判官の判断であり、裁判官の人生観(哲学)により判断が分かれるものである。

2 昨年出された上記3つの最高裁判決は、裁判が人である裁判官による判断であることを如実に物語るものであると私は考えるので紹介する次第である。